

議案第 1 号

沖縄県読書バリアフリー計画の策定について

以下の理由により、沖縄県読書バリアフリー計画案を別紙のとおり提出する。

令和7年10月23日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条に基づき、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
(地方公共団体の計画)

第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

議案の概要の説明

部課名 生涯学習振興課

1 件名

沖縄県読書バリアフリー計画の策定について

2 計画の目的

沖縄県における読書環境の改善を目的とし、特に視覚障害者等が平等に情報にアクセスできるような施策を推進する。

3 計画の概要

「沖縄県読書バリアフリー計画」は、令和7年度から令和11年度までの5年間を期間とする中長期計画として策定する。本計画では、視覚障害者等が読書において直面する具体的な課題を明確にするとともに、その課題解決に向けた具体的な施策を体系的に定めている。計画の実施を通して地域の多様な資源と連携し、県民誰もが読書に親しみ、その恩恵を享受できる環境の実現を目指す。

4 現状の分析

沖縄県における視覚障害者等の読書環境は、公共図書館のサービスの充実度や視覚障害者等向けの資料の整備が不足しているのが現状であり、特にアクセシブルな書籍と読書支援機器の導入が急務である。また、学校図書館においても、情報源の多様化やアクセスのしやすさが求められている。

5 施策の方向性

(1) 図書館の利用に係る体制の整備等

点字図書、音訳図書、大活字本など、様々なアクセシブルな資料の充実を推進する。

(2) インターネットを利用したサービスの提供体制の強化

アクセシブルな書籍の統合的な検索システムに関する周知などを進める。

(3) 情報の入手支援、情報通信技術の習得支援

点字図書館との連携による読書支援機器等の貸出支援や周知を行う。

(4) 製作人材・図書館サービス人材の育成等

司書、司書教諭、学校司書、職員などを対象とした研修を実施する。

6 期待される効果

本計画の実施により、読書環境の向上が図られ、視覚障害者等の情報アクセスが改善されることが期待される。これにより、全ての県民が読書を通じて文字や活字文化の恩恵を受けることができるようになり、地域社会の一層の活性化につながる。